3　第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。
4　市町村が第一項の申請に基づき行った認定は、介護保険法施行規則第八十三条の六第四項の規定による認定とみなし、同項から同条第十項まで、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定を適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百三号）の施行に伴い、並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

「都市・地域整備局長」を「国土政策局長」に、「自動車交通局長」を「自動車局長」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに国土交通省設置法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土計画局」を「国土政策局」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に、「第四十三条の二」を「第四十三条の四」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「河川局」を「水管理・国土保全局」に、「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

第六条第一項中「並びに企画調整官及び総務調整官それぞれ」を「、企画調整官九人及び総務調整官」に改める。

第十一条第二項第二号中「都市・地域整備局、河川局」を「都市局、水管理・国土保全局」に改め、「総合政策局」の下に「及び土地・建設産業局」を加える。

第十一条の二の見出し中「及び運輸安全調査官」を「、運輸安全調査官及び安全防災対策官」に改め、同条第一項中「一人及び運輸安全調査官」を「二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「企画調整官」の下に「のうち一人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

第十一条の二に次の一項を加える。

7　安全防災対策官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保及び交通に関連する防災に関する事務で重要事項に関するものの総括に関する事務を助ける。

第十六条の見出しを「（土地収用管理室及び交通安全対策室を置く。

総務課に、土地収用管理室及び交通安全対策室を置く。

3　第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。
4　市町村が第一項の申請に基づき行った認定は、介護保険法施行規則第八十三条の六第四項の規定による認定とみなし、同項から同条第十項まで、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定を適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百三号）の施行に伴い、並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

「都市・地域整備局長」を「国土政策局長」に、「自動車交通局長」を「自動車局長」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに国土交通省設置法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土計画局」を「国土政策局」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に、「第四十三条の二」を「第四十三条の四」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「河川局」を「水管理・国土保全局」に、「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

第六条第一項中「並びに企画調整官及び総務調整官それぞれ」を「、企画調整官九人及び総務調整官」に改める。

第十一条第二項第二号中「都市・地域整備局、河川局」を「都市局、水管理・国土保全局」に改め、「総合政策局」の下に「及び土地・建設産業局」を加える。

第十一条の二の見出し中「及び運輸安全調査官」を「、運輸安全調査官及び安全防災対策官」に改め、同条第一項中「一人及び運輸安全調査官」を「二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「企画調整官」の下に「のうち一人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

第十一条の二に次の一項を加える。

7　安全防災対策官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保及び交通に関連する防災に関する事務で重要事項に関するものの総括に関する事務を助ける。

第十六条の見出しを「（土地収用管理室及び交通安全対策室）」に改め、同条第一項を次のように改める。

総務課に、土地収用管理室及び交通安全対策室を置く。

第十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「技術安全課」を「大臣官房」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項から第二十四項までを削る。

第十七条の見出しを「（政策調査室及び政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

政策課に、政策調査室及び政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

第十七条第二項第一号を削り、同項第二号中「こと」の下に「（官民連携政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を削る。

第十八条の見出し中「及び政策企画官」を削り、同条第一項中「及び政策企画官一人」を削り、同条第四項を削る。

第十九条の見出し中「並びに国土環境政策企画官」を削り、同条第一項中「並びに国土環境政策企画官」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「国土環境政策企画官の所掌に属するものを除く」を「交通に関連するものに限る」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「国土環境政策企画官の所掌に属するものを除く」を「交通に関連するものに限る」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条から第二十三条までを次のように改める。

（政策企画官及び政策調査専門官）

第二十条　官民連携政策課に、政策企画官二人及び政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　政策企画官は、命を受けて、官民連携政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

3　政策調査専門官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策のうち中長期的な事項に係る専門的なものの企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務を分掌する。

（物流環境政策室並びに国際物流政策企画調整官、物流涉外官、総合物流施設企画調整官及び国際複合物流企画調整官）

第二十一条　物流政策課に、物流環境政策室並びに国際物流政策企画調整官、物流涉外官、総合物流施設企画調整官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く。

2　物流環境政策室は、物流環境（貨物物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（政策統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　物流環境政策室に、室長を置く。

4　国際物流政策企画調整官は、国際物流（国際的に行われる貨物流通をいう。次項において同じ。）の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（政策統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　物流涉外官は、国際物流に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　総合物流施設企画調整官は、物流施設（倉庫、貨物自動車ターミナルその他の貨物流通に関する施設をいう。）に係る業務の総合化及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官、事業総括調整官及び交流連携事業調整官）

第二十二条　公共事業企画調整課に、施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官四人以内並びに事業総括調整官及び交流連携事業調整官それぞれ一人を置く。

2　施工安全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業の施工方法（安全の確保に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。